

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の地域生活の場の確保について

1 重症心身障がい児者受入促進事業（H24年4月～）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れるため、看護師を配置した事業所に対し、人件費の一部を補助。 ●対象事業所：生活介護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス ●補助上限 ～初年度：3,000千円 2年度：2,000千円 3年度：1,000千円
実績	●H27年度：5事業所 H28年度：8事業所 H29年度：11事業所
事業費	●H30年度予算：21,000千円

2 重症心身障がい児者地域生活支援事業（H26年4月～）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れるための医療・介護機器等の購入費の一部、重症心身障がい児者を受入れるための施設・設備整備費の一部を補助（新規設置又は定員の拡大を要件とする）。 ●対象事業所：生活介護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス ●補助上限：5,000千円以内（補助率：1/2）
実績	●H27年度：1事業所 H28年度：2事業所 H29年度：1事業所
事業費	●H30年度予算：7,500千円

3 障がい者地域生活サービス基盤整備事業（H26年4月～）

概要	●重症心身障がい者を受入れるため、充実した設備を有する生活介護（短期入所併設）を新設整備する法人に対し、整備費の一部を補助。
実績	●補助実績（H29年度）：1法人
事業費	●H30年度予算：111,000千円（1法人分）